

# 届書の書き方 離婚届

届書の文字は略さず、丁寧に書いて下さい。

平成 〇年 〇月 〇日届出

川崎市〇〇区 長 殿

届出する年月日を書いて下さい

受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日					
第 号	第 号					
送付 平成 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

氏名	夫 川崎 一郎	妻 川崎 花子
生年	昭和43 年 3 月 17 日	昭和45 年 9 月 27 日
住所	川崎市川崎区東田町 8番地	川崎市幸区戸手本町 1丁目11番地
本籍	川崎市多摩区登戸1785番地	
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏に	川崎市幸区戸手本町1丁目11番地 1番地	
同居の期間	平成9年10月から平成20年12月まで	
別居する前の住所	川崎市川崎区東田町 8番地	
別居する前の世帯のおも仕事	□1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 □2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 □3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) □5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 □6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫婦の職業	夫の職業	妻の職業
その他	夫の養父「〇〇〇〇」続柄「養子」	
届出人署名押印	夫 川崎 一郎	妻 川崎 花子
事件簿番号	住所を定めた年月日	連絡先

1. 黒インクのペンまたは黒のボールペンで、ていねいに書いて下さい。
2. 届出人および証人の署名欄は、必ず本人が自署して下さい。
3. この届は、閉庁日(土曜日・日曜日および祝日)でも届けることができます。閉庁日の受付窓口は、区役所の守衛室になります。

協議離婚のときは、証人が必要です。  
証人は、離婚の事実を知っている人で、20歳以上の方であれば親・兄弟姉妹どなたでも結構ですが、必ず二人分必要です

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名押印	宮前 孝太郎 (宮前) 中原 和子 (中原)
生年月日	昭和10年10月10日 昭和18年12月12日
住所	川崎市宮前区宮前平 2丁目20番地5号 川崎市中原区小杉町 3丁目245番地
本籍	川崎市宮前区東有馬 2丁目20番 東京都新宿区西新宿 2丁目8番

父母が現在、婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名前だけを書いて下さい。また、離婚その他で父母の氏が変わるときは、変更後の氏を書いて下さい。

離婚後においても、今までの氏を引き続き称したいときは、離婚の日から3ヶ月以内であれば、裁判所の許可がなくても届出をすることができます。離婚届と同時に届出をする場合は、この欄には何も記載しないで、別の届出用紙(戸籍法77条の2の届書)に記入して提出して下さい。

未成年の子がいるとき、夫婦のどちらが親権を行うのか、子の氏名を書いて下さい

届出人夫妻及び証人の押印は任意です

国民健康保険加入者は、保険証を持参して下さい

届出に必要なもの	
※戸籍全部事項証明書等の添付は、令和6年3月1日から原則不要となりました。ただし、コンピューター化されていない戸籍の場合は、戸籍添付を省略することができないため、届書に添付してください。	
協議離婚のとき	証人二人の署名押印
調停離婚のとき	調停調書のとう本
審判離婚のとき(判決 // )	審判書のとう本と確定証明書(判決書 // )
届出人の印鑑	〇 (訂正印として)
国民健康保険証(加入者)	〇 (氏の訂正など)